

福岡県中小企業者等一時支援金

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する一時支援金を給付します。

対象者

中堅企業、中小企業その他の法人等 フリーランスを含む個人事業者

(福岡県内(政令市を除く)に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。)

※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※確定申告書記載の、法人にあっては納税地、個人にあっては住所が福岡県内(政令市を除く)であること。

※公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者は対象外。

※地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店は対象外。

給付額

法人 **15万円**以内、個人事業者 **10万円**以内

【算出方法】

2019年又は2020年1～3月の合計売上

－ (2021年1～3月のうち、2019年又は2020年同月比30%以上50%未満減少した月の売上×3)

※計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません。

※給付は1回限りとなります。

申請期間

2021年3月15日(月)～5月31日(月)

※申請内容に不備等がなければ、2週間程度で給付することを想定しています。

(郵送申請及び今後公表を予定している特例を用いた申請等で特別の対応を要するものについては、2週間以上かかる場合があります)

申請方法

Web上での申請を基本とします

※原則、Web上にて申請受付を行っていますが、郵送(2021年5月31日消印有効)での申請をご希望の方は、コールセンター(裏面記載)へお電話にてご相談ください。

給付要件

下記①～⑤の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること。
または、
緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと。
- ②2021年1～3月のいずれかの月間売上が2019年又は2020年同月比30%以上50%未満減少していること。
- ③2021年1～3月のいずれの月間売上也2019年又は2020年同月比50%以上減少しないこと。
- ④国の「一時支援金」を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと。
- ⑤支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

必要書類

①確定申告書類

■法人の場合

2019年1～3月及び2020年1～3月をその期間内に含むすべての事業年度の確定申告書別表一控え(收受印またはe-Taxの受信通知等必須)及び法人事業概況説明書

■個人事業者の場合

2019年及び2020年分の確定申告書第一表控え(收受印またはe-Taxの受信通知等必須)及び所得税青色申告決算書の控え(白色申告等の場合を除く)

- ②2021年1～3月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(売上台帳等)
- ③履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人)
- ④通帳の写し
- ⑤宣誓・同意書
- ⑥2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人及び個人事業者等の情報が確認できる書類
- ⑦その他、事務局が必要と認める書類

※2019,2020年新規開業など、特例を用いた申請については、今後公表予定です。
下記ホームページ又はコールセンターでご確認ください。

お問い合わせ先

福岡県中小企業者等一時支援金

【コールセンター】

TEL: **0120-123-071** (平日 9時～17時)
(0570-012-371)

【ホームページ】

<http://www.ichijishienkin.pref.fukuoka.lg.jp>

